NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

2 0 1 3. 4. 2 5 Ver. 1.0 2 0 1 5. 2. 2 5 Ver. 2.0 2 0 1 6. 2. 2 9 Ver. 3.0 2 0 1 8. 8. 3 1 Ver. 4.0 2 0 1 9. 4. 1 Ver. 5.0 2 0 2 1. 6. 2 2 Ver. 6.0 2 0 2 2. 4. 1 Ver. 7.0 2 0 2 4. 2. 1 Ver. 8.0

はじめに

ヒトに関するデータは、次世代シークエンサーをはじめとした解析技術の発達に伴って膨大な量が産生されつつあり、それらを整理・格納して、生命科学の進展や公衆衛生の向上のために有効に活用するためのルールや仕組みが必要である。

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構(以下、ROIS) データサイエンス共同利用基盤施設(以下、DS) ライフサイエンス統合データベースセンター(以下、DBCLS)では、これまで国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)NBDC 事業推進部が運用してきた、個人情報の保護に配慮しつつ上述の目的でヒトに関する様々なデータの共有や利用を推進するためのプラットフォーム(以下、『NBDC ヒトデータベース』)事業の運用主体を引き継ぎ、運用やガイドラインの改定を実施する。

なお、本ガイドラインは、公的資金を用いて産生されたヒトに関するデータ一般に適用することを目的として作成した。ただし、全てのガイドラインとの整合性が確認できているわけではなく、さらには生命科学データに関する世界的な動向、一般社会の科学データに対する考え方も変化していくことが考えられるので、これらに対応していくため、随時必要な修正を加えていくものとする。

<本ガイドラインに関する連絡先> データ共有分科会事務局 humandbs@dbcls.jp

<『NBDCヒトデータベース』へのデータ提供やデータ利用等に関する連絡先>ヒトデータ審査委員会事務局

humandbs@dbcls.jp

目次

- 1. 運用原則
- 2. 用語定義
- 3. 受け入れるデータについて
- 4. 『NBDC ヒトデータベース』へのデータの提供について
- 5. 『NBDC ヒトデータベース』からのデータの利用について
- 6. 本ガイドラインの改訂手続きについて
- 7. その他

1. 運用原則

①『NBDCヒトデータベース』は以下の原則に基づいて運用される。

原則1 公的資金により産生されたヒトに関するデータを広く収集すること

原則2 収集したデータを広く共有できるようにすること

原則3 研究対象者の権利を可能な限り尊重すること

- ②DBCLS は『NBDC ヒトデータベース』の運用において以下の項目を実施する。
 - i. ガイドラインの整備および必要に応じた見直し
 - ii. データ提供およびデータ利用申請についての審査
 - iii. ウェブサイトの整備等データへのアクセス手段の維持

2. 用語定義

①ヒトに関するデータ

ヒト由来試料を用いた研究等の成果として産生されたデータ。ゲノム等の遺伝情報や、 臨床情報、画像情報等を含む。

②公的資金

国、地方公共団体、独立行政法人またはこれらに準ずる組織から提供される資金。

③研究対象者

研究や事業等の活動に自身由来の組織・血液・尿などの試料、もしくは、自身のデータ を提供した者。

④データ提供者

『NBDCヒトデータベース』ヘヒトに関するデータを提供する研究代表者。

⑤データ利用者

『NBDC ヒトデータベース』のヒトに関するデータを利用する研究代表者および研究代

表者がデータ利用申請時に登録した研究代表者と同一機関に所属する研究分担者。

6研究代表者

当該研究について責任を負う研究者(所属機関等の倫理審査委員会へ研究内容を申請し、申請内容が承認された研究者、もしくは倫理審査申請書内に名前を連ねる研究分担者)。

⑦非制限公開データ

アクセスに制限を設けることなく、利用することが可能な公開データ。例えば、すでに 発表された論文の集計・統計解析データ等が含まれる。

(8)登録済みユーザがアクセス可能なデータ(登録者公開データ)

制限公開データの利用についてヒトデータ審査委員会による承認を受けたデータ利用 期間中の研究者が利用可能なデータ。制限公開データとしてヒトデータに関する NBDC ヒトデータベースに登録された各データセットを加工して作成した統計データ が含まれる。

⑨制限公開データ

データ利用者、利用目的等を明らかにしたうえで、関連研究に従事したことのある研究者が研究のために利用することが可能な公開データ。利用の際には、ヒトデータ審査委員会による審査において承認される必要がある。例えば、次世代シークエンサーから出力されたデータを含む塩基配列データ、ゲノムワイドな変異データ、画像データ、質問票等の個人毎のデータが含まれる。

⑩公開待機データ

論文発表や知的財産権取得等、データ提供者による成果の公開の後、非制限公開あるいは制限公開データとして公開される予定のデータ。

①二次データ

一次データ(NBDC ヒトデータベースを介して共有される制限公開データ)を復元する ことができないよう加工したデータ。

②所属機関外利用可能サーバ (『機関外サーバ』)

データ利用者が、所属機関が所有するサーバ以外に、制限公開データの保管や計算処理を行うことが可能なサーバであって、ヒトに関するデータを解析する環境が整っており、かつ、NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインの遵守を含む、運用に関する覚書をROIS あるいは DS と締結した機関が所有する計算機環境であり、ハイレベル【Type II】セキュリティにおいて必要な対策が実施されているサーバ。

(『機関外サーバ』: https://humandbs.dbcls.jp/off-premise-server)

③受託者

情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ、データ利用者からの委託を受けてその監督のもと従事する者。海外(日本国外)にある者に委託する場合、利用申請の際の研究代表者は、研究対象者等の適切な同意を受けるなど、倫理的手続きを実施しなければならない。

3. 受け入れるデータについて

対象データの概要

『NBDC ヒトデータベース』には、公的資金を用いたプロジェクト等で産生されたヒトに関するデータを広く受け入れる。

多くの研究者間におけるデータの活用を目的としているため、研究グループやコンソーシ アム等の共同研究者間に限定されたデータ共有のためのリポジトリとしての利用を目的 としたデータ提供は受け付けない。

当該データの種類は公開の有無、アクセス制限のレベルによって以下の 4 つに分類される (下図参照)。

- 1. 非制限公開データ
- 2. 登録者公開データ
- 3. 制限公開データ
- 4. 公開待機データ

『NBDC ヒトデータベース』では、1. 非制限公開データ、3. 制限公開データおよび4. 公開待機データを受け入れの対象とする。NBDC ヒトデータベースでは、データ提供者が特定の個人(死者を含む。以下同じ)を識別することができることとなる記述等の全部又は一部を取り除き、代わりに当該個人とかかわりのない符号又は番号を付し、その後、さらに符号又は番号の振りなおしを施したデータのみを受け入れている。2. 登録者公開データは、受け入れたデータに対し、データベースセンターがデータ利用促進を目的として実施する加工により作成されたデータである。

データの種類		データ提供者		データ利用者
NBD	1. 非制限公開	提供申請が必要		自由に利用可能
C L	2. 登録者公開		加工保管・利用に際してす	利用登録が必要 このデータに付与された
			セキュリティレベルを要する	
デー	3-1. 制限公開 (標準レベル[Type I]	提供申請が必要		利用申請が必要
夕	セキュリティ)	保管・利用に際してTypeIセキュリティレベルを要する		
ベー	3-2. 制限公開 (ハイレベル[Type II] セキュリティ)	提供申請が必要		利用申請が必要
ス		保管・利用に際してTypeIIセキュリティレベルを要する		
	4. 公開待機	提供申請が必要		利用できない
		TypeIIと同レベル	のセキュリティを適用	

4. 『NBDC ヒトデータベース』へのデータの提供について

4-1. データ提供者の権利

- ① データ提供者は、インフォームドコンセントの説明文書の中で指定している制限項目 (研究対象疾患の限定等)に準じて、データ利用時の制限事項を設定することができ る。
- ② データ提供者は、データを即時公開することが求められるが、論文等による成果公開や知的財産権取得等のために、公開待機データとすることを要求することができる。 ただし公開待機の期間については、上記の観点から合理的に必要な期間に限定することとし、具体的にはヒトデータ審査委員会と別途協議し、決定する。

4-2. データ提供者の責務

- ① データ提供者は、ヒトに関するデータの由来となる研究対象者に下記<同意文書・説明文書の記載内容例について>の必須項目について説明したうえで、データベースへのデータ登録と国内外の研究者によるデータ共有についての同意を文書で取得し、かつ、当該データ登録とデータ共有について所属機関等の倫理審査委員会の審査・承認を得たうえで、所属機関の長の許可を得ること。ただし、研究全体の当初の倫理審査等においてデータベースへのデータ登録とデータ共有が許可されている場合には、改めて審査を実施する必要はない。
- ② データ提供者は、データベースへの登録をあらかじめ意図せずに得られた試料等(説明文書においてデータベースへのデータの登録やデータ共有が述べられていない場合等)から得られたヒトに関するデータを NBDC ヒトデータベースに提供するときは、研究を実施する上で遵守すべき倫理指針に準じた手続きを行うこと(例:再同意の取得、再同意の取得が困難な場合は情報の公開および拒否の機会の保障を行った後、データ提供者の所属機関等の倫理審査委員会の審査・承認を得たうえで、所属機関の長の許可を得ること)。
- ③ データ提供者は、明らかに『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (新指針)』の対象にならないヒト由来試料*1からのデータを NBDC ヒトデータベースへ提供する場合、研究代表者の署名済み『データ提供申請簡易審査希望届』(自由書式)を提出すること(例参照)。提出することで、所属機関等の倫理審査関係書類(研究計画書、インフォームドコンセントの説明文書・同意文書、承認通知書)に替えることができる。

※1:【新指針】既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報

④ ヒトデータ審査委員会では、提供申請時にインフォームドコンセントの説明文書・同意文書のフォームを提出いただき、制限事項の記載内容との整合性の確認を行うが、インフォームドコンセントに沿った提供内容であるかということについての責任はデ

- ータ提供者にあるものとする。
- ⑤ データ提供者は、NBDC ヒトデータ提供申請書への記載内容に沿ったデータを提供すること。
- ⑥ データ提供者は、NBDC ヒトデータベースへのデータ提供に際して、特定の個人(死者を含む。以下同じ)を識別することができることとなる記述等の全部又は一部を取り除き、代わりに当該個人とかかわりのない符号又は番号を付し、その後、さらに符号又は番号の振りなおしを施したデータであることを確認すること。また、同意撤回があった際に該当する研究対象者由来のデータを削除するため、原則、対応表は保管すること。
- ⑦ データ提供者は、ヒトデータ審査委員会との協議に基づいて非制限公開データ、制限公開データ等の分類を選択したうえ、データと共に必要な付随データ(データの説明のためのメタデータおよびクオリティコントロールに必要な情報)を NBDC ヒトデータベースに提供すること。なお、制限公開データについては、ヒトデータ審査委員会との協議に基づいて、セキュリティレベル(Type Ⅰ、Type Ⅱ)の分類も実施すること。
- ⑧ データ提供者が登録したデータが、NBDC ヒトデータ共有ガイドライン等に違反した データであることが判明した場合、または、故意もしくは過失により瑕疵(隠れたる 瑕疵を含む)のあるデータであることが判明した場合、DBCLS は当該データを公開 停止とし、当該データを削除する。データ提供者は、必要な変更や手続き等を実施し た上でデータの再登録を一定の期間内に行うこと。再登録が行われない場合は、当該 データに対するアクセッション番号を取消すこととする。
- ⑨ データ提供者は、NBDC ヒトデータベースへ提供したデータの由来となる研究対象者 から同意撤回もしくはオプトアウトでの拒否があった際には、以降のデータ利用を避 けるため、当該データの破棄に協力すること。
- ⑩ データ提供者は、提供したデータに対して DBCLS および生命情報・DDBJ センターが実施する、データ利用者の利便性向上を目的としたデータ加工(データの概要を公開するための統計データ作成、ならびに、データ利用についてヒトデータ審査委員会より承認を受けたデータ利用者が希望する場合に利用可能な、特定の解析パイプラインにより加工したアライメントデータ・バリアントコールデータ・統計データ等データの作成)を承諾すること。

データ提供者が、NBDC ヒトデータ共有ガイドライン等に違反してヒトに関するデータを提供した場合、または、データ提供にあたって故意により瑕疵のあるヒトに関するデータを提供した場合には、DBCLS は、当該データのデータ提供者の所属機関の長への当該事実の報告や、当該事実のウェブサイト等での公表を実施することがある。また、これらの事由により、1. 運用原則に記載の『NBDC ヒトデータベース』の運用を行えない等の損害を受けたと DBCLS が判断した場合には、DBCLS はデータ提供者に対して、その賠償を求めることがある。

※セキュリティレベル(Type I、Type II)については、「NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン」を参照すること。

<同意文書・説明文書の記載内容例について>

◆同意文書◆

【必須項目】

○データベースへの研究データの登録及び国内外の多くの研究者間におけるデータの共有について

◆説明文書◆

【必須項目】

○データベースへの研究データの登録及び国内外の多くの研究者間における共有について [具体的な記述例:本研究で得られたデータは、公衆衛生の向上に貢献する他の研究を行う上でも重要なデータとなるため、データを公的データベース(あるいは:情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 ライフサイエンス統合データベースセンター(DBCLS)が運用するデータベース)に登録し、国内外の多くの研究者と共有します。〕

○外国にある第三者による利用について

[具体的な記述例:将来、どの国の研究者がデータを利用するか現時点ではわかりません。しかし、どの国の研究者に対しても、日本国内の法令や指針に沿って作成されたデータベースのガイドライン等に準じた利用が求められます。]

【含まれることが望ましい項目】

○DBCLS について

[具体的な記述例:情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 ライフサイエンス統合データベースセンター (DBCLS) は様々な研究成果を広く共有することを目的とした事業を実施しており、様々な研究成果を格納する公的なデータベースを運用することで、迅速な研究の推進を目指しています。DBCLS が運用するデータベースの 1 つである NBDC ヒトデータベースでは、個人情報の保護に配慮しつつヒトに関する様々なデータを広く共有し、本研究を含む貴重なデータを最大限に活用することで、医学研究等の迅速な発展を目指しています。そのため、国内の研究機関における研究利用に留まらず、学術研究や公衆衛生の向上に貢献する製薬等民間企業や海外の機関における研究へのデータ利用も促進しています。なお、NBDC ヒトデータベースでは、日本の法令や指針に準拠した厳格なガイドラインに基づいてデータの管理・公開を行っています。詳しくは、DBCLS ホームページ [https://dbcls.jp/]をご覧ください。]

○データを共有することの必要性・重要性

[具体的な記述例:研究結果がデータベースを介して国内外の研究者に利用されることによって研究全体が推進され、新規技術の開発が進むとともに、今まで不可能であった疾患の原因の解明や治療法・予防法の確立に貢献する可能性があります。]

○公開されるデータについて

[具体的な記述例:研究から得られたデータをデータベースから公開する際には、データの種類によってアクセスレベル(制限公開、非制限公開)が異なります。個人の特定につながらない、頻度情報・統計情報等は非制限公開データとして不特定多数の者に利用され、個人毎のゲノムデータ等は制限公開データとし、科学的観点と研究体制の妥当性に関する審査を経た上で、データの利用を承認された研究者に利用されます。]

○撤回が不可能なデータについて

[具体的な記述例:研究成果が論文や学会等で発表された場合は、同意を撤回されても論文や学会で発表された内容を取り下げることはできません。また、公的データベースから個人毎のデータが公開されている場合で

4-3. 提供の手順

- ① データ提供者は、「4-2. データ提供者の責務」に示している責務を満たしていることを確認する。
- ② データ提供者は、非制限公開データ・制限公開データ選択、公開待機データの場合の公開時期の設定などについて、ヒトデータ審査委員会事務局と調整等を行う。
- ③ データ提供者は、データ提供申請の手順に沿ってデータ提供申請を行う。その際に、研究計画書(倫理審査申請書)写し、承認通知書写し及びインフォームドコンセントの同意文書・説明文書のフォームを添付すること。ただし、研究全体の当初の倫理審査等においてデータベースへのデータ登録とデータ共有が許可されている場合には、その旨を示す書類を承認通知書写しに代えることができる。
- ④ ヒトデータ審査委員会は、データ受入れ可否について審査する。
- ⑤ データ提供申請が承認された場合、データ提供者は提供するデータセット(非制限公開データあるいは制限公開データ)を作成する。
- ⑥ データ提供者は、DBCLS が指示する方法に従って、データおよび必要な付随データ を送付する。
- ⑦ データのアップデートおよび分類見直し等のデータの変更については、データ提供者とヒトデータ審査委員会事務局との協議に基づき、必要に応じて実施する。
- 5. 『NBDC ヒトデータベース』からのデータの利用について
- 5-1. 利用資格
- 5-1-1 非制限公開データ誰でも利用可能である。
- 5-1-2 登録者公開データ

制限公開データの利用についてヒトデータ審査委員会による承認を受けたデータ利用期間中の研究者が利用可能とする。登録の際には、所属機関が発行するメールアドレスを提示すること。

① 研究に従事したことのある研究者(大学、公的研究機関、または民間企業等に所属しており、関連研究に関する研究歴のある人)。学術研究もしくは公衆衛生の向上に貢献する研究への利用に限る。

5-1-3 制限公開データ

研究代表者として利用申請できるのは、データセット毎に付加された制限事項に示され

るデータ利用者要件を満たす研究者とする。データ利用申請の際には所属機関が発行するメールアドレスを提示すること。

① 関連研究に従事したことのある研究者(大学、公的研究機関、または民間企業等に所属しており、関連研究に関する研究歴のある人)。学術研究もしくは公衆衛生の向上に貢献する研究への利用に限る。申請の際に、利用を希望するデータと関係のある研究に関するこれまでの論文等を提示すること。

5-2. データ利用者の権利

5-2-1 非制限公開データ

- ① データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』のデータを利用した研究成果をデータ利用者の責務及びデータ毎に付加された制限事項を遵守する限り自由に発表できる。
- ② データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』のデータを利用した研究結果をもとにした知的財産権を、データ利用者の責務及びデータ毎に付加された制限事項を遵守する限り自由に取得できる。

5-2-2 登録者公開データ

① データ利用の登録が完了した者は、登録者公開データを閲覧することができる。

5-2-3 制限公開データ

- ① データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』のデータを利用した研究成果をデータ 利用者の責務及びデータ毎に付加された制限事項を遵守する限り自由に発表できる。
- ② データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』のデータを利用した研究結果をもとに した知的財産権を、データ利用者の責務及びデータ毎に付加された制限事項を遵守す る限り自由に取得できる。
- ③ データ利用者は、所属組織 LAN に接続するデータサーバの他、『機関外サーバ』の指 定領域に、データベースセンターからデータをダウンロードして保管・利用すること ができる。
- ④ データ利用者は、DBCLS および生命情報・DDBJ センターが加工したデータ(特定の解析パイプラインにより加工したアライメントデータ・バリアントコールデータ・統計データ等)を利用することができる。

5-3. データ利用者の責務

5-3-1 非制限公開データ

- ① データ利用者は、データ利用に際してのデータの品質・内容・科学的妥当性について、 データ利用者の責任と判断のもとで活用すること。
- ② データ利用者は、NBDC ヒトデータベースから取得したデータおよび当該データを加

工したデータについて、下記の事項を遵守すること。

データの利用にあたって遵守すべき基本的事項

- ・研究・開発利用への限定
- ・武器開発・軍事への利用禁止
- ・個人同定の禁止
- ・最新データのダウンロード及び使用
- ③ データ利用者は、NBDC ヒトデータベースを通じて提供されたデータを含む解析結果を論文等で公表する際は、使用したデータセットのアクセッション番号を記載すること。また、当該データセットについて報告した論文の引用、もしくは謝辞 (Acknowledgement)として以下の内容**を記述すること。

**【謝辞の例】

「本研究に使用したデータ(の一部)は AAAA プロジェクト/研究グループ(代表者 BBBB)によって取得され、情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 ライフサイエンス統合データベースセンター(DBCLS)の『NBDC ヒトデータベース』 ウェブサイトを通じて提供されたものです。」

"(A part of) The data used for this research is originally obtained by AAAA research project/group led by Prof./Dr. BBBB and available at the NBDC Human Database website of the Database Center for Life Science (DBCLS) / the Joint Support-Center for Data Science Research of the Research Organization of Information and Systems."

5-3-2 登録者公開データ

- ① データ利用者は、データ利用に際してのデータの品質・内容・科学的妥当性について、 データ利用者の責任と判断のもとで活用すること。
- ② データ利用者は、登録者公開データを使用した研究を実施する場合、元データの利用申請を行い、ヒトデータ審査委員会の承認を受ける必要がある。
- ③ データ利用者は、登録者公開データを使用するための登録を実施した本人以外の者が登録者公開データを閲覧しないようにすること。
- ④ データ利用者は、登録者公開データを論文等で引用する際は、引用するデータセットのアクセッション番号を記載すること。

5-3-3 制限公開データ

- ① データ利用者は、データ利用に際してのデータの品質・内容・科学的妥当性について、 データ利用者の判断のもとで活用すること。
- ② データ利用者は、データ利用者の全責任(第三者に対する責任を含む)のもとでデータを使用すること(受託者の監督も含む)。なお、データの管理及び取扱いに問題が発生した際は、データ利用者だけではなく、所属機関長にもその責任が及ぶことを理解し了承すること。

- ③ データ利用者は、NBDC ヒトデータベースに登録されている制限公開データを利用する際には、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針を遵守しなければならない。すなわち、データ利用者は、NBDC ヒトデータベースから取得したデータを含む人を対象とする生命科学・医学系研究を実施する際は、あらかじめ研究計画書を作成し、所属機関等の倫理審査委員会の審査・承認、ならびに、所属機関の長の許可を受けなければならないことを含む。
- ④ データ利用者は、NBDC ヒトデータベースから取得したデータおよび当該データを加工したデータについて、下記の事項を遵守すること。

データの利用にあたって遵守すべき基本的事項

- ・データ利用者の限定(申請された研究代表者および研究代表者と同一機関に所属する研究分担者、および受託者に限る)
- ・利用目的の明示
- ・申請した利用目的以外への使用の禁止
- ・研究・開発利用への限定
- ・武器開発・軍事への利用禁止
- ・個人同定の禁止
- ・再配布の禁止(個人識別性・一次データ復元性のない、あるいは非常に低い加工 データ※の配布は禁止の対象となる再配布にはあたらない。ただし、原則として 別途、二次データ保管・加工データ配布申請が必要である)

※FAO を参照のこと

⑤ データ利用者は、「NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン(データ利用者向け)」を遵守しデータを安全に取り扱うこと(受託者の施設での保管・利用も含む)。なお、データごとに守るべきセキュリティレベル*が異なるので留意すること。また、ヒトデータ審査委員会あるいは DBCLS から依頼された第3者が実施するセキュリティ対策の実施状況についての監査に応じなければならない。

*【セキュリティレベルについて】

原則として標準レベル $[Type \ I]$ のセキュリティが求められるが、データ提供者とヒトデータ審査委員会との協議に基づき、ハイレベル $[Type \ II]$ のセキュリティが求められる場合がある。 $[Type \ I]$ 、 $[Type \ II]$ の詳細については $[NBDC \ Eトデータ取扱いセキュリティガイドライン(データ利用者向け)」を参照すること。$

- ⑥ データ利用者は、セキュリティレベル(Type I、Type II)に応じたセキュリティ管理体制を構築し、DBCLSが提示する基準に適合していることを確認するため、"NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインチェックリスト"をヒトデータ審査委員会事務局へ提出しなければならない。受託者がデータを利用する場合や、受託者の施設が保有するデータサーバにデータを保管する場合は、当該施設の"NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインチェックリスト"もヒトデータ審査委員会事務局へ提出しなければならない。
- ⑦ データ利用者は、データ利用に際して『機関外サーバ』を利用する場合、NBDC ヒト

データ共有ガイドライン及び NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインに加えて、各『機関外サーバ』のシステム利用規約に従うこと。

- ⑧ データ利用者は、万が一、利用データの漏えい等セキュリティに関する事故が生じた場合は直ちにネットワークから対象機器を切り離し、DBCLSに通報すること。その後の事故処理については、DBCLSの指示に従い、速やかに実施すること(受託者の施設での事故も含む)。「機関外サーバ」利用の場合には、サーバの利用規程等に従って、直ちに対策を実施するものとする。
- ⑨ データ利用者が NBDC ヒトデータベースからダウンロードして利用中のデータセットの中に、同意撤回やオプトアウトにおける拒否等についての連絡があった場合は、 それ以降当該データを利用しないこと。
- ⑩ データ利用者は、データ利用終了時には『NBDC ヒトデータベース』から取得した全てのデータ(データ全体あるいはデータの一部が保管してあればそのデータすべて。機関外サーバを利用した場合は、機関外サーバ内に保管したデータならびに機関外サーバ側のバックアップデータを含むすべて。)及び当該データを復元可能なすべてのデータを NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインに沿って削除し(機関外サーバ側のバックアップデータについては削除される時期を確認し)、"データ使用(および破棄)報告書(制限公開データ用)"を用いてデータ使用(および破棄)の報告を行うこと(受託者の施設での保管および利用も含む)。データを利用した集計・統計解析結果等の二次データの保管や、個人識別性・一次データ復元性のない、あるいは非常に低い加工データの配布については「5-4.利用の手順」の「5-4-3 制限公開データ」を参照のこと。なお、二次データに個人識別符号に該当するデータを含む場合は個人情報として適切に管理するとともに、当該二次データの配布を禁止する。
- ① データ利用者が NBDC ヒトデータベースを通じて提供されたデータを含む解析結果を論文等で公表する際は、使用したデータセットのアクセッション番号を記載すること。また、当該データセットについて報告した論文の引用、もしくは謝辞 (Acknowledgement)として以下の内容**を記述すること。

**【謝辞の例】

「本研究に使用したデータ(の一部)は AAAA プロジェクト/研究グループ(代表者 BBBB)によって取得され、情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 ライフサイエンス統合データベースセンター (DBCLS) の『NBDC ヒトデータベース』 ウェブサイトを通じて提供されたものです。」

"(A part of) The data used for this research is originally obtained by AAAA research project/group led by Prof./Dr. BBBB and available at the NBDC Human Database website of the Database Center for Life Science(DBCLS) / the Joint Support-Center for Data Science Research of the Research Organization of Information and Systems."

なお、JGA のサービスを利用した場合は以下の論文を引用することが望ましい。

Nucleic Acids Res. 2015, 43 Database issue: D18-D22. http://nar.oxfordjournals.org/content/43/D1/D18

- ② データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』利用状況の公開にあたり、DBCLS が個別情報あるいは統計情報を公表することについて了承すること(公開される個別情報の例:利用データの Dataset ID、データ利用者氏名、所属機関、国・州名、データ利用期間、研究題目)。
- ③ データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』利用状況の公開に資するため、DBCLS が、データ利用者の申請時から利用終了報告時の情報、事故発生時の情報等データ利用に関する情報を保持していることを了承すること(受託者に関する情報も含む)。

データ利用者が、NBDC ヒトデータ共有ガイドライン等に違反してヒトに関するデータを利用した場合、または、データ利用にあたって故意もしくは過失により情報漏洩等が起きた場合には、DBCLS は、データ利用の許可の取り消しや、データ利用者の所属機関の長への当該事実の報告や、当該事実のウェブサイト等での公表を実施することがある。また、これらの事由により、1. 運用原則に記載の『NBDC ヒトデータベース』の運用を行えない等の損害を受けたと DBCLS が判断した場合には、DBCLS はデータ利用者に対して、その損害の賠償を求めることがある。なお、以上の内容は研究代表者だけでなく研究分担者や受託者にも適用され、研究代表者は研究分担者や受託者が本ガイドラインおよび「NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン(データ利用者向け)」を遵守することに対して責任を持つものとする。

5-4. 利用の手順

5-4-1 非制限公開データ

データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』ウェブサイトから、法令の範囲内において自由に利用することが可能である。

5-4-2 登録者公開データ

- ① ヒトデータ審査委員会の承認を受けたデータ利用期間中の研究者のうち、登録者公開 データの利用を希望する者は、DBCLS が指定する研究者情報を登録する。
- ② データへのアクセスに必要な情報が提供されるので、データ利用者はデータにアクセスする。

5-4-3 制限公開データ

- ① データ利用者は、データ利用申請の手順に沿ってデータ利用申請を行う。この時、別組織に所属する複数の研究者が共同研究を行う場合は、それぞれの組織毎にデータ利用申請を行う。受託者がいる場合は、データ利用申請に含めること。
- ② データ利用者は、『NBDC ヒトデータベース』利用に関連して、所属機関等の倫理審

査委員会の審査・承認を得たうえで、所属機関の長が許可した通知書の写しをデータ 利用申請の際に提出する。ただし、審査免除であることが倫理審査委員会で決定され た場合は、その旨が記載された書面等を提出する。

- ③ データ利用者は、利用申請に際して、"NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイド ラインチェックリスト"やその他ヒトデータ審査委員会が求める情報や資料を提出する。
- ④ ヒトデータ審査委員会は、データ利用可否について審査する。
- ⑤ ヒトデータ審査委員会によりデータ利用申請が認められた後に、データへのアクセス 権限が付与されるので、データ利用者はデータにアクセスする。
- ⑥ データ利用者は、1年毎にデータの利用状況を"データ使用(および破棄)報告書(制限公開データ用)"を用いて報告する。また、その際に"NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインチェックリスト"を再度提出する。
- ⑦ データ利用者は、個人識別性・一次データ復元性のない、あるいは非常に低い加工データの配布を希望する場合は、"二次データ保管・加工データ配布申請(制限公開データ用)"にて、ヒトデータ審査委員会事務局へ申請する。
- ⑧ データ利用者は、当初のデータ利用期間を超えて当該データセットの利用を希望する場合は、データ利用期間満了の一か月前までに、所属機関等の倫理審査の承認通知書等(承認された研究期間がわかる書類)と共にデータ利用継続希望期間をヒトデータ審査委員会事務局に申請する。
- ⑨ データ利用者は、データの利用が終了した場合、速やかにすべてのデータ(データ全体あるいはデータの一部が保管してあればそのデータすべて。機関外サーバを利用した場合は、機関外サーバ内に保管したデータならびに機関外サーバ側のバックアップデータを含むすべて。)及び当該データを復元可能なすべてのデータを NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインに沿って削除し(機関外サーバ側のバックアップデータについては削除される時期を確認し)、"データ使用(および破棄)報告書(制限公開データ用)"を用いて、ヒトデータ審査委員会事務局へデータ使用(および破棄)の報告を行う(受託者の施設での保管および利用も含む)。この時、データを利用することによって生じた集計・統計解析結果等の二次データの保管や、個人識別性・一次データ復元性のない、あるいは非常に低い加工データの配布については"二次データ保管・加工データ配布申請(制限公開データ用)"にて、ヒトデータ審査委員会事務局へ保管・配布申請を行うことで保管・配布できる。ただし、加工の程度や保管期間によっては申請を却下することがある。

5-5. 利用に関する費用

データの利用に際して実費が発生する場合 (データの転送にメディア等が必要となる場合 や、『機関外サーバ』利用をする場合など) はデータ利用者の負担とする。

5-6. 利用の停止

- ① データ利用者に「5-3. データ利用者の責務」の各事項に対する違反、またはセキュリティガイドラインに反することが疑われる場合、DBCLS において不正に関する調査を行い、調査結果に基づいてヒトデータ審査委員会が不正の有無を判断する(受託者も含む)。不正と判断した場合は、
 - (1) データ利用者に対しデータ利用の停止を命じ、利用中のデータへのアクセス許可を取消す。
 - (2) 不正を行った研究者からの新規利用申請を一定期間受け付けない。期間についてはヒトデータ審査委員会において決定する。
 - (3) 必要に応じてデータ利用者の所属機関長に報告する。

ただし、状況に応じて、疑いがある段階で利用停止を命じることがある。データ利用者は利用停止の連絡を受け次第、直ちに取得済みデータおよび二次データの全てを消去しなければならない(受託者の施設での保管も含む)。また、"データ使用(および破棄)報告書(制限公開データ用)"を用いてヒトデータ審査委員会事務局へデータの破棄状況を速やかに報告すること。

② データ利用者が利用中のデータが、データ提供者の責務違反により公開停止となった場合は、データ利用者にデータの利用停止を求めることがある。その際は、データ利用者に対しデータ利用終了時の手続きと同様の手続きを求める。データ提供者の責務違反により生じたあらゆる損害等については、理由の如何に関わらず、DBCLS は一切責任を負わないこととする。

6. 本ガイドラインの改訂手続きについて

6-1. 改訂内容の提案

データ提供者、データ利用者あるいはデータの利用を検討している者は本ガイドラインを 改訂することによって、ヒトに関するデータがより円滑に提供・利用できると考えられる点 があれば、事務局へ提案することができる。その際、具体的な提案や該当箇所等を示すこと。

6-2. 改訂内容の検討

上記の提案を受けた場合、速やかにその内容をデータ共有分科会で検討し、提案内容の採否 あるいは修正について決定するものとする。

6-3. 改訂内容の公表・適用

改訂内容が決定した場合、速やかにその改訂内容をウェブサイトにおいて告知し、データ共有分科会が定める一定の期間ののち適用する。なお、適用前にデータ提供あるいはデータ利用の申請を行って許可された者に対しても、改訂後のガイドラインが適用されるものとする。

7. その他

7-1. データ提供申請情報およびデータ利用申請情報の公開について

『NBDC ヒトデータベース』に対する個別の申請情報のうち、申請者の承諾が得られた情報は公開されるものとする。その他の情報に関しては、ヒトデータ審査委員会委員およびヒトデータ審査委員会事務局員はこれを関係者以外に公開してはならない。

7-2. 不正確なデータ等の指摘について

『NBDC ヒトデータベース』における不正確なデータについてのデータ利用者からの指摘は、ヒトデータ審査委員会が受付けて、データ提供者に通知し、対応を協議するものとする。同意取得方法の不備や同意の捏造の可能性等に関する同意者等からの指摘についても同様とする。

連絡先:ヒトデータ審査委員会事務局 humandbs@dbcls.jp

7-3. ねつ造や改ざん等による研究不正に関する調査について

- ① 『NBDC ヒトデータベース』に格納されているデータについて、DBCLS に研究不正に関する調査への協力依頼があった際には、DBCLS は協力することがある。
- ② 不正調査委員会等の責任者は、検証を実施するために必要なデータの Dataset ID と検証の必要性について DBCLS へ申し出ると共に、データを保管するサーバのセキュリティ状況を"NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインチェックリスト"を用いて報告すること。
- ③ 不正調査委員会等の責任者の全責任のもとでデータを使用すること。
- ④ 不正調査委員会等の責任者は、5-3. データ利用者の責務5-3-2. 制限公開データ④『データの利用にあたって遵守すべき基本的事項』を遵守すること。

参照

・NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン(別紙)

以上